

## 園内で撮影を行う皆様へ

園内で撮影を行うに当たっては、関係法令・例規のほか、下記を厳守してください。

下記の事項は岡山県都市公園条例(昭和41年岡山県条例第30号、以下「条例」という。)第5条第3項に規定する許可条件です。これらに違反し、又は、申請書の内容と異なる撮影を行った場合は、条例第16条第1項の規定により、即時撮影許可の取消しを行うとともに、今後の撮影をお断りすることがあります。

### 記

- 1 会社名及び氏名を見やすく表示した名札をスタッフ全員が身に付けてください。  
※名札は、概ね縦5cm×横9cm以上とし、誰からも見やすいように首から吊り下げてください。
- 2 立入禁止区域(外園部分を含む。)及び利用の許可を受けていない施設へは、立ち入らないでください。また、同区域及び施設には、いかなる物品も置かないでください。
- 3 園内の建物(柱、壁、欄間、鴨居、敷居など)に触れたり、橋の欄干や柵、手すりなどに寄りかからないでください。また、設置されている看板・サイン類を移動しないでください。  
※看板・サインをやむを得ず移動する必要がある場合は、撮影の前日までに事務所の承認を得てください。
- 4 次の行為は、他のお客様の公園利用に支障を及ぼすため、禁止します。
  - (1) 通路(外園部分を含む。)において、撮影者、被写体、スタッフ、機材等により、他のお客様等の通行を妨げること。
  - (2) 撮影のため、一定の区域に概ね5分間以上留まること。
  - (3) 無料休憩所(流店、五十三次腰掛茶屋、弓場)及び屋外において更衣を行うこと。
  - (4) 立入禁止区域及び通路(いずれも外園部分を含む。)にひな壇を設置すること。
  - (5) 大きな声を出して撮影をすること。
  - (6) 上記のほか、他のお客様の公園利用に支障を及ぼすと認められる行為。
- 5 西側散歩道の搬出入車両スペースについて、機材等の積み下ろし・積み込みでの利用はできませんが、この場所及び周辺への駐車は禁止とします。
- 6 再入園はできません。
- 7 他のお客様の通行や視野を遮ったり、庭の観賞の妨げになるおそれがあるため、以下の機材等の持ち込みはご遠慮ください。
  - ・屏風など、人より大きいもの(小さいものについても、来場者数や開催行事等の状況によってはご遠慮いただく場合があります。)
  - ・風船など、割れたり大きな音のする可能性のあるもの
  - ・ボール、ラケットなどの遊具

～予定している行為が禁止行為に該当するかどうか判断できない場合は、撮影の前日までに事務所にお問い合わせください。～

岡山県後樂園事務所  
電話:086-272-1148

撮影許可は、他のお客様に優先して公園を利用することを認めるものではありません。日頃から撮影に関する苦情が寄せられていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。